

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
3月31日
(木曜日)

目次

規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第十八号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

る。

目次中、「第二目 山口きらら博記念公園管理事務所(第三十九条―第四十二条)を

「第二目 削除」に、「第四十七条の三の四」を「第四十七条の三の六」に、

「第六目 総合医療センター(第五十九条の二―第五十九条の四)

「第七目 総合医療センター(第五十九条の五―第五十九条の七)」を

「第六目 削除

に、「第二十二目 障害者支援施設(第九十二条―第九十四条)」を

「第七目 削除

に、「第二十二目 華の浦学園(第九十九条―第一百零八条)」を

「第二十六目 削除」に、「第九目 二十一世紀の森施設(第二百三十九条―第二百四十一条)」を、「第九目 削除」に、「第九目 削除」を、「第九目 山口きらら博記念公

園管理事務所(第二百七十条―第二百七十三条)」に改める。

第八条第一項の表総務部の部防災危機管理課の項中、「消防防災企画班 防災指導班 防災対策班」を「消防救急班 防災対策班 危機対策班」に改め、同部岩国基地沖合移設対策室の項中、「岩国基地沖合移設対策室」を「岩国基地対策室」に改め、同表総合政策部の部統計分析課の項中、「普及班 統計資料班」を「統計情報班」に改め、同表地域振興部の部地域政策課の項中、「きらら浜開発班」を削り、同部観光交流局の項中、「調整班 観光振興班 地域ブランド推進班」を、「地域ブランド推進班 観光振興班」に改め、同表健康福祉部の部医療課の項中、「県立病院班」を削り、同表商工労働部の部労働政策課の項中、「労働情報班」を削り、同表農林水産部の部全国植樹祭推進室の項中、「施設班」を、「施設班 招待・接遇班」に改め、同表国体・障害者スポーツ大会局の部施設調整課の項中、「施設班 会場管理班」を「施設会場班」に改める。

第九条第一項の表総務部の部給与厚生課の項第二号中、「(山口県立総合医療センター及び山口県立こころの医療センターを除く。)」及び「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条第二項の規定による臨時的任用職員を除く。)」を削り、同項第九号中、「職員」を「職員等」に、「旅費」を「旅費等」に改め、同部岩国基地沖合移設対策室の項中、「岩国基地沖合移設対策室」を「岩国基地対策室」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 岩国基地対策の推進に関すること。

二 岩国基地対策の関連事業の調整に関すること。

第九条第一項の表総務部の部岩国基地沖合移設対策室の項第三号中、「の沖合移設」を「対策」に改め、同表地域振興部の部地域政策課の項第五号を削り、同項第六号中、「山口きらら博記念公園」を削り、同号を同項第五号とし、同表環境生活部の部廃棄物・リサイクル対策課の項第三号を削り、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 産業廃棄物に関すること。

三 一般廃棄物に関すること。

四 循環型社会の形成の推進に関すること。

第九条第一項の表環境生活部の部廃棄物・リサイクル対策課の項に次の一号を加える。

六 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部厚政課の項第四号中、「母子医療費」を「ひとり親家庭医療費」に改め、同部医療課の項第八号中、「総合医療センター、こころの医療センター」を削り、同項に次の一号を加える。

九 地方独立行政法人山口県立病院機構に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部障害者支援課の項第三号中「、たちばな園、華南園」及び「、華の浦学園」を削り、同表農林水産部の部森林企画課の項第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同表土木建築部の部都市計画課の項第十号を第十二号とし、第二号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 山口きらら博記念公園に関すること。
- 三 きらら浜の管理に関すること。

第二十八条の表山口県山口市消防本部防災行政連絡所の項中「のうち平成十七年九月三十日における山口市及び吉敷郡の区域並びに平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域」を削り、同表山口県防府市消防本部防災行政連絡所の項中「山口市のうち平成十七年九月三十日における佐波郡の区域」を削る。

第三章第一節第三款第二目を次のように改める。

第二目 削除

第三十九条から第四十二条まで 削除

「総務課

第四十七条の三の三第一項中 学芸課を「学芸課に改め、同条第二項を普及課」

次のように改める。

2 山口県立秋美術館・浦上記念館に学芸課を置く。

第四十七条の三の四第一項の表総務課の項を削り、同表学芸課の項第一号中「こと」の下に「(第四十七条の三の六第一号に掲げるものを除く。）」を加え、同表普及課の項第一号中「こと」の下に「(第四十七条の三の六第二号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第四号中「及び生涯学習」を削り、第三章第一節第四款第四目中同条の次に次の二条を加える。

(その他の所掌事務)

第四十七条の三の五 美術館は、前条に規定する事務のほか、美術館の施設の使用の許可(次条第五号に掲げるものを除く。)に関する事務を所掌する。

(指定管理者による管理)

第四十七条の三の六 美術館の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 山口県立美術館条例第三条第一号に掲げる業務に関すること(美術品等の展示に附帯するものに限る。)

二 山口県立美術館条例第三条第三号に掲げる業務に関すること(美術品等の展示に関連するもの及び研究会の開催に関するものを除く。)

三 山口県立美術館条例第三条第四号に掲げる業務に関すること(生涯学習の支援に関することに限る。)

四 山口県立美術館条例第三条第五号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。)

五 山口県立美術館条例第八条の許可(同条第一号八及び第二号ロに掲げる施設の使用に係るものに限る。次号において同じ。)をすること。

六 山口県立美術館条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は同条例第八条の許可を取り消すこと。

七 施設及び設備の維持管理に関すること。

第三章第一節第五款第六目及び第七目を次のように改める。

第六目 削除

第五十九条の二から第五十九条の四まで 削除

第七目 削除

第五十九条の五から第五十九条の七まで 削除

第五十九条の八中「保健師、助産師及び」及び「並びに養護教諭」を削る。

第五十九条の九を次のように改める。

(業務)

第五十九条の九 山口県立衛生看護学院の業務は、傷病者又はよく婦の看護及び保健指導に必要な知識と技術を受け、有能な看護師を養成することである。

第三章第一節第五款第二十二目を次のように改める。

第二十二目 削除

第九十二条から第九十四条まで 削除

第三章第一節第五款第二十六目を次のように改める。

第二十六目 削除

第九十九条から第百三十八条まで 削除

第百七十七条の表中「指導課」を「農地活用課」に改める。

第百八十三条第二項の表工務課の項中「工務班」を削る。

第百八十九条の表柑きつ振興センターの項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同表花き振興センターの項第五号を削る。

第百二十三条の表保健防疫課の項に次の一号を加える。

九 動物用薬事に関すること。

第三章第一節第七款第九目を次のように改める。

第九目 削除

第二百三十九条から第二百四十一条まで 削除

第二百四十九条の表岩国土木建築事務所の項中「工務第三班」及び「ダム管理班」を削り、同表柳井土木建築事務所の項中「用地班」、「ダム建設班」、「工務班」、「港湾班」及び「ダム管理班」を削り、同表周南土木建築事務所の項中「用地班」を削り、同表防府土木建築事務所の項中

「工務第一課 工務第一班 工務第二班 工務第三班」を

「工務第一課 工務第一班 工務第二班」に改め、「港湾班」を削り、同

表宇部土木建築事務所の項中「工務第二課 工務第一班 工務第二班」を

「工務第二課 工務第一班 工務第二班」に改め、同表長門土木建築事務所に

「工務第二課」を「工務第二課」に改め、同条第三項中「防府土木建築事務所及び」を「及び防府土木建築事務所の工務第二課」に、「の工務第二課」を「の工務第一課」に改める。

第二百五十条第一項の表工務課、工務第一課及び工務第二課の項中

「工務第二課」を「工務第二課」に改め、同条第三項中「防府土木建築事務所及び」を「及び防府土木建築事務所の工務第二課」に、「の工務第二課」を「の工務第一課」に改める。

第二百五十四条を次のように改める。
(分課)

第二百五十四条 港湾管理事務所に次の課を置く。
総務課
施設課

第二百六十九条の三の表建設課の項中「企画班」を「企画・道路建設班」に改め、「道路建設班」を削る。

第二百六十九条の八を次のように改める。
(分課)

第二百六十九条の八 宇部小野田湾岸道路建設事務所に次の課を置く。
総務課
建設課

第三章第一節第八款第九目を次のように改める。

第九目 山口きらら博記念公園管理事務所

(設置)
第二百七十条 山口きらら博記念公園の維持管理に関する事務を行わせるため、山口きらら博記念公園管理事務所を置く。

(名称及び位置)

第二百七十一条 山口きらら博記念公園管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県きらら博記念公園管理事務所	山 口 市

(分課)

第二百七十二条 山口きらら博記念公園管理事務所に次の課を置く。

管理課
企画運営課
水泳プール課

(分掌事務)

第二百七十三条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分 掌 事 務
管理課	一 庶務に関すること。 二 税外諸収入金に関すること。 三 山口きらら博記念公園の維持管理に関すること(水泳プール課の主管に属するものを除く)。
企画運営課	一 スポーツ活動及び交流の機会の提供に関する企画及び調整に関すること。 二 スポーツ活動に関する講習に関すること(水泳プール課の主管に属するものを除く)。 三 スポーツ活動に関する相談及び指導に関すること(水泳プール課の主管に属するものを除く)。 四 スポーツ活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること(水泳プール課の主管に属するものを除く)。

	五 その他スポーツ活動及び交流の促進に関すること。
水泳プール課	<ul style="list-style-type: none"> 一 水泳プールの維持管理に関すること。 二 水泳に関する講習に関すること。 三 水泳に関する相談及び指導に関すること。 四 水泳に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。

第二百九十七条第一項の表出先機関の内部組織の項中

事務局	局長 次長	を削り、同条
-----	-------	--------

第二項の表県立病院の項を削り、同条第三項の表出先機関の項中「副院長 主任部長」を「副院長」に改め、同表出先機関の内部組織の項中

事務局	主幹 主査 主任 主任主事 主任技師	を削り、「主
-----	--------------------	--------

査 技師長 副技師長 看護師長」を「主査」に改め、「主任看護師 主任助産師」を削り、「教務主任 保健師長」を「教務主任」に、「主任技師 看護師長」を「主任技師」に改め、

科	技師長 副技師長 主任 主任技師 主任看護師	を削る。
---	------------------------	------

第三百一条第一号の表中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第九条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項の表総務部の部給与厚生課の項の改正規定（「山口県立総合医療センター及び山口県立こころの医療センターを除く。」を削る部分を除く。）及び同表健康福祉部の部厚政課の項の改正規定は、公布の日から施行する。